

「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」の 改正案に対する意見及びそれに対する考え方

■ 意見募集期間 : 2023 年 10 月 26 日 (木) から 2023 年 11 月 24 日 (金) まで

■ 意見提出件数 : 9 件 (法人・団体 : 6 件、個人 : 3 件)

■ 意見提出者 : (意見受付順、敬称略)

	意見提出者
1	株式会社 NTT ドコモ
2	楽天モバイル株式会社
3	株式会社 オプテージ
4	ソフトバンク株式会社
5	KDDI 株式会社
6	クアルコムジャパン合同会社
—	個人 (3 件)

「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」の改正案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
総論		
意見 1 ルール改正実施後の影響を注視し、必要に応じて対応を検討していただきたい。また、今後政策について議論をする際には、将来的に目指すべき通信市場の方向性を明確にしていきたい。	考え方 1	
<p>本年 10 月 7 日から 11 月 6 日で行われていた「競争ルールの検証に関する WG」の議論を踏まえた「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」の意見募集で意見を述べましたが、今後の検討時に考慮して頂きたい点について、再度意見を述べさせていただきます。</p> <p>今般の事業法第 27 条 3 等に関連するルール改正に伴い、端末割引の縮小により端末販売数が減少し、テクノロジーの普及や代理店経営等に影響を及ぼすこと可能性があるため、実施後の影響を注視し、必要に応じて対応を検討頂きたく考えます。</p> <p>また、本年 11 月 22 日に「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」（令和 5 年 10 月 6 日付け諮問第 3173 号）について答申されましたが、本来は事業規模によらず対象の小売サービスを提供している全事業者には公平に適用されるべきであると考えております。</p> <p>つまり、小売サービスで規制の適用を受ける事業者と受けない事業者が混在することは、例えば規制を受けない事業者が多額の割引をして安価に端末を販売することができる一方で、規制を受ける事業者は割引規制により同じ端末でも高価格で販売せざるを得なくなるといった状況が発生することは公正競争観点から問題であり、また利用者の混乱も生じさせることから適当ではないと考えており、今後対象事業者について議論する際には改めて考慮して検討頂きたく考えます。</p> <p>また、将来的に目指されている通信市場の方向性が明確でないがために、上記のような影響が生じてもお利用者利益の確保に繋がっているのか懸念があるため、今後の関連議論においては、将来的に目指すべき通信市場の方向性を明確にした上で、政策について議論して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	○ 頂いた御意見は、参考として承ります。	無

<p>意見2 本改正案の方向性に賛同。いわゆる「やった者勝ち」の状況にならないよう潜脱行為を予防するために罰則あるいはそれに相当する措置が規定化されることが望ましい。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>・今回のガイドライン改正案の方向性につき、賛同いたします。電気通信市場における公正な競争が促進され、健全な発展をとげることができるよう、政府がイニシアティブを発揮いただくことに感謝申し上げます。</p> <p>・今般のガイドラインで示されたような厳格なルールが存在する状況にあっては、端末販売市場における潜脱行為が登場することは、その健全な発展を大きく阻害することが想定されます。事後的な措置のみが取られる場合には、これまでに見られたとおり、いわゆる「やった者勝ち」の状況となりかねず、むしろ潜脱行為の開発を助長する状況となりえます。そのような潜脱行為そのものが登場することを予防するためにも罰則あるいはそれに相当する措置が規定化されることが望ましいと考えられます。</p> <p style="text-align: center;">【クアルコムジャパン】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 潜脱行為の予防に関する御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>3 禁止行為の対象となる電気通信役務</p>		
<p>(3) 指定しない役務</p>		
<p>② 携帯電話サービス及び全国BWAサービスから個別に除外する役務</p>		
<p>意見3 「特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備」の範囲について見直しの検討を要望。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>3 (3) ②オ a では、自由なインターネットブラウジングの可否等、役務を提供する端末の機能によって、本規律の対象か否かが変わる仕組みとなっております。これを踏まえると、例えば自由なインターネットブラウジングが可能な車載カーナビを備えた自動車に対する、通信契約の有無に拠らない値引きは、いわゆる「白ロム割」(端末の購入等をするのみを条件とすることで上限2万円規制の対象外となる端末値引き)に該当するものと考えられます。そのため、今回のルール見直しにより、車載カーナビの通信契約を締結の上、当該自動車を購入するとき、通信と移動通信端末(車載カーナビを搭載した自動車)のセット販売に対する利益提供は、当該「白ロム割」と合わせ、最大4万円に制限されることとなります。このようにスマートフォンやタブレット等のモバイル市場とは異なる自動車販売市場にまで規制を課すことは過剰であると考えます。</p> <p>また、今後、左記オ a に該当する新たな役務が増えてくることが想定される中、</p>	<p>○ 現時点では、指定対象事業者が御指摘のような移動端末設備に係る白ロム割を提供していないと承知しており、また、当該白ロム割を提供している指定対象事業者以外の事業者が指定対象の基準を直ちに超える状況ではないことから、直ちに見直す必要性はないものの、一方で、今後、指定対象事業者が当該白ロム割を提供することや、指定対象事業者以外の事業者が指定の基準を超えることなども想定され得るため、制度趣旨を踏まえつつ、必要に応じて、検討を行いたいと考えております。</p>	<p>無</p>

<p>特定の用途であるにも関わらず、その役務を利用するための移動通信端末の機能によって規律の対象か否かが変わってくる仕組みは、5G・Beyond5G を活用した新しい技術革新の恩恵が利用者へ行き届かなくなる可能性があるため、左記オ a に該当する役務に使用する端末は、一律「特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備」に含めて本規律の対象外とし、本ガイドラインにおいて、以下の修正（下線部追加・二重取り消し線削除）等の検討を要望いたします。</p> <p>=====</p> <p>「特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備」には、例えば、各種（温度、速度、位置情報等）センサ、監視用カメラ、車載カーナビ、フォトパネル、<u>コネクテッドカー</u>、<u>災害救助用ドローン</u>などが該当する。ただし、移動端末設備の形状や本来予定されていた用途にかかわらず、制限のない音声通話、自由なインターネットブラウジング、テザリング（特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備以外に接続できる場合に限る。）が可能であるものは含まない。「ハードウェア又はネットワークにおいて制限」とは、例えば、次のような制限が該当する。</p> <p>（以下略）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>		
<p>5. 通信料金と通信代金の完全分離</p>		
<p>（3）端末代金の値引き等の利益の提供</p>		
<p>② 禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」</p>		
<p>意見4 本改正案に賛同。一方で、電気通信事業者が販売代理店に行う指導等の措置には限界があることも留意いただきたい。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>・当社は、販売代理店による SIM のみ新規契約における利益の提供の扱いについてもガイドライン上明確化することについて、潜脱行為の抑制につながるため、賛同いたします。</p> <p>・一方で、今回のガイドラインにおける明確化は通信事業者に対して販売代理店に対する指導監督義務に基づき措置を講じることとしていますが、販売代理店がお客様対応のなかで実施する利益提供を事業者が漏れなく全て把握することは困難であり、指導等の措置には限界があることも留意いただきたいと考えます。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、電気通信事業者は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 27 条の 4 に基づき、媒介等業務受託者に対する指導監督を適切に行う必要があります。</p>	<p>無</p>

<p style="text-align: center;">【NTTドコモ】</p> <p>本改正案において、「法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する『端末の販売等に際して』ではない『新規契約』を条件として行う利益の提供については、通信料金の割引を行うものであれば、法第 29 条第 1 項第 5 号に規定する要件に該当する可能性があり、それ以外のものであれば、電気通信事業者と届出媒介等業務受託者の利益の提供額が合計で 2 万円（税抜）を超える場合には、同項第 12 号に規定する要件に該当する可能性がある」（pp. 29-30）と示されているところ、販売代理店が独自に行う利用者への利益の提供についてもその額が 2 万円を超える場合には業務改善命令の対象となり得ることが明確化されることに賛同いたします。</p> <p>なお、「販売代理店による事業法第 27 条の 3 の潜脱行為が行われないように、これを防止するための実効的な措置を事業者が講ずることも事業法第 27 条の 4 の販売代理店に対する指導監督義務に含まれる」（P30 脚注）とすることについては、これにより事業者が過度な負担を強いられるようなことのないよう留意いただきたく存じます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル】</p> <p>事業者及び販売代理店による SIM のみ新規契約を条件とする利益の提供額合計が上限 2 万円を超える場合に、事業法第 29 条（業務の改善命令）の要件に該当する可能性がある旨規定することについて、潜脱行為の防止（2 万円を超える利益提供防止）になるため賛同します。</p> <p>なお、事業法第 29 条の対象は、事業者のみとされていますが、仮に販売代理店が 2 万円を超える利益提供を行った場合には、販売代理店が業務改善命令の対象となることが本来的にはあるべき姿であると考え、将来的には、販売代理店に直接規制が課されるよう手当て（事業法第 27 条 3 に SIM のみ新規契約を条件とする利益提供のケースを追加または事業法第 29 条の業務改善命令対象に販売代理店を追加する等）頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク】</p>		
<p>意見 5 一般的な条件が潜脱的に使われないよう手当が必要。</p> <p>・「端末の購入等をする事」等に着目せず、「端末の購入等をする事」等の条件を満たさない者を広く対象とするような、より一般的な条件に該当することを求める場合、「端末の購入等をする事」等を条件としていることには当たらず、端末割引の上限額に係る規律の対象外になるものと認識しております。</p>	<p>考え方 5</p> <p>○ 原案においても御意見の趣旨は記載されているものと考えます。</p> <p>○ 改正後の規律の運用状況を踏まえ、必要に応じて、具体例の追加等の対応を検討します。</p>	<p>無</p>

<p>・この点、改正法の趣旨を踏まえると、当該一般的な条件は規律の対象とはならないものと理解する一方で、MNO が設定する条件によっては、潜脱的に端末の購入者に対して端末割引の上限額以上の利益提供がなされる可能性も否定できないものと考えます。</p> <p>・そのため、「端末の購入等をする事」等の条件を満たさない者を広く対象とするという旨の記載について、例えば端末の購入者が多数となる場合は一般的な条件に該当しないといった具体例を本ガイドラインに明記いただくことが、公正な競争環境の確保に繋がるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【オプテージ】</p>		
<p>意見6 代理店の営業行為まで規制すべきではない。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>ア 「条件」の趣旨</p> <p>別添資料 P.26 <具体例> 3点目で、</p> <p>端末の購入等を条件として購入等をした端末の代金に応じてポイントを付与するとともに、「端末以外の商品の購入等でも購入等をした商品の代金に応じてポイントを付与するとしてもことは、「端末の購入等をする事」を条件とした利益の提供に当たる</p> <p>ということにより、代理店が電気通信事業者からの委託を受けて端末を販売すると同時に、代理店が自店舗の商材としてスマホケースなどを販売した際に、それに対して自店舗のポイントなどを付与することが利益の提供に該当すると判断することもでき、代理店等の独自の営業行為を阻害する内容にもなると考える。</p> <p>このような代理店の営業行為まで、総務省は規制する権限は持つべきではないのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 一般的な条件（「端末の購入等をする事」等に着目せず、「端末の購入等をする事」等の条件を満たさない者を広く対象とするような、より一般的な条件に該当することを求めること）に該当するものについては、規律の対象外となります。</p>	<p>無</p>
<p>意見7 「新規契約」を条件する利益の提供に係る記述は、解釈が分かれないう修正すべき。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>ウ 「新規契約」を条件とする利益の提供</p>	<p>○ 改正案 p23 は、「端末の販売等の際して」行う利益の提供について示したものであり、改正案 p29 の御指摘の部分については、「新規契</p>	<p>無</p>

<p>別添資料 P. 29 では</p> <p>それ以外のものでは、電気通信事業者と届出媒介等業務受託者の利益の提供額が合計で 2 万円（税抜）を超える場合には、同項第 12 号に規定する要件に該当する可能性がある</p> <p>とあるが、同じ資料 P. 23 では、「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とした場合は</p> <p>第 1 号イからニまでに掲げる利益の提供の上限について、4 万円（税抜）（端末の対照価格が 2 万円を超え 8 万円以下である場合には、当該端末の対照価格の 5 割に相当する額又は 2 万円のいずれか高い額）と端末の対照価格から先行同型機種買取価格を減じて得た額のいずれか低い額</p> <p>とあり、新規契約を条件とした場合に 2 万円（税抜）とする内容に読めない。事業者の解釈によって判断が分かれるような記述は修正した方が良いのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	<p>約」を条件とする利益の提供のうち、「端末の販売等に際して」ではない「新規契約」を条件として行う利益の提供についての考え方を示したものであることから、解釈が分かれるような記述にはなっていないため、原案のとおりとします。</p>	
<p>意見 8 端末の販売等に際する「新規契約」を条件とする利益の提供と、端末の販売等に際してではない「新規契約」を条件とする利益の提供とで上限額に差が生じることは、規律の趣旨に反するのではないか。</p>	<p>考え方 8</p>	
<p>ウ 「新規契約」を条件とする利益の提供</p> <p>別添資料 P. 31 の表を見ると、「継続利用」に当たらない場合は、</p> <p>「端末の販売等に際する」「新規契約」を条件とすると利益提供の上限が 4 万円（税抜）</p> <p>「端末の販売等に際してではない」「新規契約」の場合は、利益提供の上限が 2 万円（税抜）</p> <p>と読める。通信契約を新規におこなう場合に、端末の購入の有無により利益提供</p>	<p>○ 販売代理店において、端末の販売を伴わない新規契約を条件とする、規制の潜脱行為となり得る高額なキャッシュバックが行われているという現状を踏まえ、端末の販売等に際してではない 2 万円を超える利益の提供については、潜脱行為となる蓋然性が高い行為としてガイドラインにおいて明確化することが適当との競争ルールの検証に関する報告書 2023（以下「報告書」という。）における提言を受け、本改正においてその旨を明記するものです。</p> <p>○ これは、法第 27 条の 3 においては、廉価端末（税抜 2 万円）の場合には、その端末の価格以上の利益の提供が禁止されていることに鑑み、端末の販売等に際してではない新規契約において、仮に同時に端</p>	<p>無</p>

<p>額に差が生じるのは、「通信と端末の分離」に反するものだと考えるが、この点についてどのように考えるか。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>末を購入することとした場合に購入可能な端末の売価を超えた利益の提供を行った場合は、同条の潜脱行為のおそれがあるとの考え方によるものであることから、本内容については、規律の趣旨に反するものではないと考えます。</p>	
<p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供</p> <p>① 概要</p>		
<p>意見9 本改正案に賛同。ミリ波通信に対応した端末の普及のための検討を引き続き行っていただくことを希望。</p>	<p>考え方9</p>	
<p>・利益の提供の額の上限が緩和されたことその他の改正の方向性に概ね賛同いたします。</p> <p>・また、当社がWGにおいてご提案をさせていただいたように、ミリ波通信に対応した端末の普及が十分でなく、各通信事業者に割り当てられている周波数の多くを占める高い周波数帯を有効に活用し、市場を発展させるという好循環へとつながっていません。ミリ波通信に対応した端末の販売促進は5GビジネスデザインWGでも必要な措置として取り上げられており、引き続き本WGにおいてもご検討いただくことを希望いたします。</p> <p>・一方、本来であればこのような規制は行わず、端末等の販売代金は市場に委ねられるべきものであり、適切な時期において規制について廃止も含め大幅に緩和されることを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ ミリ波端末に係る御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供</p> <p>② 利益の提供の形態等</p>		
<p>意見10 手続の簡素化に賛同。一方で、利用者への分かりやすさなどの観点から、利益の提供額よりも残債免除額を説明することが望ましく、買取等予定価格の公表時期についても代表的な時期の公表とすることとしていただきたい。また、初回の手続の期限は、施行日が2023年12月27日になることを踏まえ、2024年2月末までとしていただきたい。</p>	<p>考え方10</p>	
<p>・当社は、端末購入プログラムに係る手続きについて、簡素化する見直しに賛同いたします。</p> <p>・その具体的な手続き方法として、利用者への分かりやすさと手続きの簡便化の観点から、買取等予定価格の公表について、全期間(当社の場合、47か月)の</p>	<p>○ 本ガイドラインで規定する買取等予想価格の公表については、利用者がプログラムの内容を適切に把握するとともに、買取等予想価格の適正化を図るために、現時点では必要なものと考えます。</p> <p>○ なお、利用者へのプログラムの説明については、買取等価格が利用</p>	<p>有</p>

全ての価格を公表することとせず、例えば、発売から1年後の価格など代表的な時期の公表とすることとしていただきたいと思います。

- ・また、利用者にとって直接的に影響ある金額は残債免除額であり、買取等予定価格や利益提供額といった本ガイドライン固有の考え方をういた説明を行うことは、端末購入時の利用者への説明が複雑になり混乱を招く懸念があります。そのため、利用者に対しては直接的な影響の大きい残債免除額（買取等の価格）等を説明することとし、利益提供額の算出を行う前提となる買取等予定価格については利用者が必要に応じて参照可能となるよう対応を行うことが望ましいと考えます。
- ・加えて、施行日が2023年12月27日となることを踏まえ、初回の買取等予定価格及び根拠資料の提出は、過去発売分の端末を含めて（140種類以上の）提出を要し分量が多いため、十分な準備時間が設けられる翌々月末を期限としていただくことを要望します。

【NTTドコモ】

者に対して影響の大きいものであるとの御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。

【原案】

- a 電気通信事業者において、利益の提供を行う将来時点において予見される合理的な買取等予定価格（以下単に「買取等予定価格」という。）を公表する。
- b 電気通信事業者において、当該利益の提供を行う利用者に対し、利益提供額及び買取等予定価格を説明する。
- c 利益の提供を約した後に、買取等予定価格について、その裏付け資料とともに総務省に提出する。
- d 買取等を行う最初の時期が到来した際には、中古端末市場における当該端末の一般的な買取価格及びその買取価格と買取等予定価格が乖離をしていた場合には、その理由を提出する。

【修正】

- a 電気通信事業者において、利益の提供を行う将来時点において予見される合理的な買取等予想価格（以下単に「買取等予想価格」という。）を公表する。
- b 電気通信事業者において、利用者に対し、端末の買取等価格及び買取等予想価格を説明する。
- c 買取等予想価格について、その裏付け資料とともに総務省に提出する。
- d 買取等を行う最初の時期が到来した際には、中古端末市場における当該端末の一般的な買取価格及びその買取価格と買取等予想価格が乖離をしていた場合には、その理由を提出する。

※注釈は省略。

- また、施行日が変更されたことの影響を踏まえ、以下のとおり修正します。

	<p>【原案】 令和6年1月1日より前に開始された未確定利益提供行為については、令和6年1月1日以降に行う最初の変更を初回の対象として扱う。</p> <p>【修正】 令和5年12月27日より前に開始された未確定利益提供行為に係る本手続の期日は、令和6年2月末とする。</p>	
意見 11 端末購入プログラムについて、今後の実運用の状況も踏まえながら、継続的に手続の簡素化について検討していただきたい。	考え方 11	
<p>将来時点でしか金額が確定しない利益を提供する場合の総務省殿に対する手続（端末購入プログラムに係る手続）について、いずれも事後の手続に見直しはされたものの、必要となる手続は依然として多く、事業者及び総務省殿双方に大きな負担がかかる懸念があります。</p> <p>このため、手続の簡素化については、今後の実運用の状況も踏まえながら継続的に検討頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク】</p>	○ 頂いた御意見については、参考として承ります。	無
意見 12 販売等の終了に伴う手続の期限を翌月末までにすることを要望。	考え方 12	
<p>端末購入プログラム対象の端末販売が終了した際は、販売が終了した日の3営業日後までに総務省殿へ手続が必要とされていますが、全販売代理店が保持している全端末の在庫状況をタイムリーに確認していないため、市中の在庫を全端末について把握するには相当な負荷がかかることから現実的に対応が困難です。</p> <p>また、確認した時点では、仮に在庫が0台になっていたとしても、返品処理等により、その数日後には在庫に戻り販売が継続する可能性も十分に想定されるなど数日単位で在庫は変動するため、3営業日後の報告は正確性にも欠ける懸念があります。</p> <p>このため、本手続の期限については、その他手続同様、翌月末までの期限に変更頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク】</p> <p>「終了日を記載した資料」の貴省への提出については、「販売等が終了した日の</p>	<p>○ 本手続は、適切な見直しがされないまま継続しているプログラムがないかなどを確認するために必要なものと考えます。</p> <p>○ 一方で、事業者において、プログラムの対象端末の在庫状況の把握に要する時間や返品等による影響なども考慮し、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【原案】 電気通信事業者は、(1)又は(2)の手続を行った機種の端末について、当該端末の販売を終了したとき又は当該手続に則った利益の提供を約し、又は約させる行為を終了したときは、終了日を記載した資料を販売等が終了した日の3営業日後までに総務省に提出する。</p>	有

<p>3 営業日後までに」とありますが、期限までの猶予が短く、販売代理店への確認等、電気通信事業者の負担が大きいことから、例えば、買取等予定価格の提出手続のときと同様、「販売等が終了した月の翌月末までに」とするよう、ご検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>	<p>【修正】</p> <p>電気通信事業者は、(1)又は(2)の手続を行った機種の端末について、当該手続に則った利益の提供を約し、又は約させる行為を終了したときは、終了日を記載した資料を当該行為が終了した月の翌月末までに総務省に提出する。</p>	
<p>意見13 残価の上積みが特定機種のように偏重して適用されるような行為が見られる場合には、是正対象となる点がガイドラインにおいて明示されることを希望。</p>	<p>考え方13</p>	
<p>・残価の上積みが特定機種のように偏重して適用されることは、公正な競争や電気通信市場の健全な発展を阻害する行為であると考えられます。そのような行為がみられる場合には是正対象となる点をガイドラインにおいて明示いただくことを希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコムジャパン】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見14 本改正案に賛同。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>・本ガイドラインの改正に賛同いたします。</p> <p>・P42の5.の(3)の3「将来時点でしか金額が確定しない利益を提供する場合の扱い」に関して：</p> <p>「中古端末市場における当該端末の一般的な買取価格及びその買取価格と買取等予定価格が乖離をしていた場合には、その理由を提出する」</p> <p>本条件の追加は公平な競争の促進に有効であると考えます。</p> <p>特に、特定機種のみが実残価と乖離する場合、公平な競争を妨げる可能性があるため、ガイドラインの制定が望ましいと思慮いたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供</p> <p>⑥ 「端末の購入等をする事」又は「新規契約」を条件（施行規則第22条の2の16第1項第1号に規定する条件を除く。）とする利益の提供の上限の例外</p>		
<p>意見15 本改正案に賛同。</p>	<p>考え方15</p>	
<p>不良在庫端末の特例適用における事前手続及び調達価格の変更（以前調達した端末が在庫になっている段階で、以前の調達より安価に同型機種を調達した場合）</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>における事前手続の簡素化について、規制コスト（人的・時間的コスト）の削減に繋がるため、賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク】</p>		
<p>意見 16 不良在庫端末に係る特例の事前手続を無くした場合、規律違反についてどのように検証するのか。</p>	<p>考え方 16</p>	
<p>ア 不良在庫端末</p> <p>不良在庫端末に関する特例で、「最終調達日又は製造の中止がされていることについて、客観的に示すことができる資料等の提出」を事前におこなう義務がなくなったが、今後は報告徴収の対象となる規律違反をどのように検証するのか。</p> <p>検証する仕組みがないのであれば、端末を不当に安く販売する抜け道になるだけである。資料等の提出まではしないまでも、不良在庫端末の例外として端末を販売する場合には、何かしらの事前連絡が必要なのではないか。</p> <p style="text-align: center;">【個人 1】</p>	<p>○ 不良在庫端末の特例については、手続の簡素化を含めた制度の合理化を図ることが適当との報告書の提言を踏まえ、これまで当該特例に係る手続の過程に手続違反となった事例が存在しなかったことなどに鑑み、今回ガイドラインにおける手続の簡素化を図るものです。</p> <p>○ 当該特例を適用している端末については四半期ごとに報告を求めており、当該特例の適用に関し、確認を行うこととしています。</p>	<p>無</p>
<p>意見 17 提供を廃止する第 3 世代携帯電話サービスのみに対応した端末からの移行を促す周知をより強化するため、該当する事業者においては、自ら把握している同サービスのみに対応した端末の機種等について公表するものとするを提案。</p>	<p>考え方 17</p>	
<p>本改正案において、「その提供を廃止するために契約に係る申込みの受付を終了した第 3 世代携帯電話サービスの利用者が当該第 3 世代携帯電話サービスに代わる新たな通信方式に対応するために購入等をする端末の利用者が移動電気通信役務に対応するために購入等をする端末については、対照価格以下の利益の提供が可能である」(P49) と示されているところ、現時点においては未だ第 3 世代携帯電話サービスのみに対応した端末の利用を継続する利用者が一定程度存在していると認識しております。利用者保護の観点から、その廃止に向けては、新たな通信方式への迅速な移行が一層促進されるべきと考えます。</p> <p>については、提供を廃止する第 3 世代携帯電話サービスのみに対応した端末からの移行を促す周知をより強化するため、該当する事業者においては、自ら把握している同サービスのみに対応した端末の機種等について公表するものとするを提案いたします。</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

【楽天モバイル】		
意見 18 3Gサービス終了済みの事業者においても3G契約者を対象とした通信料金割引が可能となるよう見直しを要望。	考え方 18	
<p>3G契約者を対象とした移行施策について、3Gサービス提供中の事業者は、端末割引（通信方式の変更に対応するための端末の特例による0円未満とならない範囲の利益提供）と通信料割引いずれも実施可能な状況にあります。しかしながら、3Gサービス終了済みの事業者は、3G契約者を対象とした通信料割引は他社3G契約者を対象とした新規契約条件での提供となり違反の要件に該当してしまう認識です。</p> <p>複数の事業者が3Gサービスを提供している状況では、利用者が移行先の事業者を選択できましたが、3Gサービス提供中の事業者が1社のみとなった状況では、当該1社しか3G契約者を対象とした通信料割引が提供できないことによる困り込み状態となり、利用者における移行先事業者の選択肢が実質的に1社に制限される懸念があります。</p> <p>このため、利用者における事業者選択肢の確保や公平なサービス競争環境の確保の観点から、3Gサービス終了済みの事業者においても特例として3G契約者を対象とした通信料割引の実施を可能として頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	○ 頂いた御意見については、参考として承ります。	無
<p>第3世代携帯電話サービスの終了に係る課題については、第3世代携帯電話サービス終了を予定している事業者だけでなく、既に第3世代携帯電話サービスを終了した、あるいは第3世代携帯電話サービスを提供していない事業者からの要望等も踏まえて、第3世代携帯電話サービスを利用するお客さまの迅速な移行と選択肢確保の観点から、全てのMNOが第3世代携帯電話サービスを終了するまでの間、「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」の改正案に対する意見募集（令和4年1月17日）に対する弊社提出意見※のとおり、追加的措置（第3世代携帯電話サービスの契約者を対象とした通信料金の割引施策ができるように措置）を講じることが適当と考えます。そのため、5（3）②ウに以下の追記を検討頂くよう要望いたします。</p> <p>=====</p> <p>なお、第3世代携帯電話サービスの提供に関する契約を解約し、新たな通信方式を用いた通信役務の提供に関する契約を新たに締結する場合を対象として通信</p>		

料金の割引を行うことは、「端末の販売等に際して」の該非に関わらず「新規契約」を条件として行う通信料金の割引には例外的に該当しない。

=====

※再掲：「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」の改正案に対する意見募集（令和 4 年 1 月 17 日）に対する弊社提出意見

「3G 契約」については、端末の買い換えや SIM カードの交換が必要になるなど、利用者への影響が大きいことから、各社の 3G サービス終了まで特例を維持することになっておりますが、3G 契約者の移行先検討の選択肢確保と、改正法に適合した契約への更なる移行促進を図るため、特例の維持とあわせて追加的措置が必要と考えます。

具体的には、現状の「通信方式の変更に対応するための端末の特例（対照価格以下の利益提供が可能）」に加えて、自社の 3G サービスの提供有無（3G サービスの終了時期の差異含む。以下、同じ。）に関わらず、3G 契約者を対象とした通信料金の割引施策ができるように措置（電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号に該当しないと整理）いただきたいと考えます。

例えば、3G サービス提供中の事業者は、自社・他社双方の 3G 契約者を対象として、改正法適合契約へ移行する際の通信料金の割引施策（以下、「移行施策」という。）の実施が可能ですが、3G サービスを提供していない事業者（MVNO や早期に 3G サービスを終了した事業者）は、同様の移行施策を実施することができません。

これは、自社の 3G 契約者がいない場合には、他社の 3G 契約者からの新規契約（MNP）のみを条件とした通信料金の割引となり、電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン違反（電気通信事業法第 29 条第 1 項第 5 号に該当する可能性）となるためです。

上述の追加的措置をとることで、3G 契約者にとっては移行先の検討の選択肢が増え、また、自社の 3G サービスの提供有無による事業者間の規律の差異が解消され、公正競争環境が整うことで、改正法に適合する契約への移行を促進する政策目的の実現にも資すると考えます。

<p>追加的措置をとらない場合は、各社の3Gサービスの提供有無に起因して、3G契約者は、現に3Gサービスを提供している事業者が実施する移行施策しか実質的に選択できず、移行先の検討の選択肢が制限される問題が生じることで、改正法に適合した契約への移行が進展せず、長期にわたり改正法に適合しない契約が続くおそれ生じると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>		
<p>6. 不当な期間拘束</p>		
<p>(8) 契約を一定期間継続して締結していたことに応じた利益の提供</p>		
<p>② 規律の対象とする利益の範囲</p>		
<p>意見 19 ノベルティの価値をどう判断すべきか。</p>	<p>考え方 19</p>	
<p>規律の対象が今回の改正で、種類を問わずどんな利益の提供であっても、継続利用割引の規律の対象に該当すると解釈でき、これまで規律の対象外とされていた「ノベルティの配布」も含まれることになる。</p> <p>他の利益と異なり「ノベルティ」は一般市場に明確な価格設定がなく、芸能人やキャラクターを使用したものの場合、高額で取引されるような希少価値性を有するものがある。このように一般的に金額が設定できないような利益については、どのような算出方法で利益提供の額を判断すべきなのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 今回の省令改正により、継続利用割引の対象物が、移動電気通信業務の料金その他の経済的利益となることから、継続利用割引の対象物に係る具体例を削除したものです。</p> <p>○ 仮に提供するノベルティが価値を有するものであれば、それを提供する事業者においてその適切な価値を算出の上、継続利用割引における上限額を超過しないよう規律の遵守しながら、施策を実施すべきと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>(8) 契約を一定期間継続して締結していたことに応じた利益の提供</p>		
<p>④ 契約を締結した日の属する月の初日から起算して6月を経過する日までの間における、利用者が受けることとなる1月当たりの利益の額が当該契約の1月当たりの料金</p>		
<p>意見 20 具体例の「継続利用割引に当たらない」との表現は適当ではないことから、記載を修正すべき。</p>	<p>考え方 20</p>	
<p>本改正案において、契約から6ヵ月以内の継続利用割引の上限について、「契約を締結した月の翌月まで契約を継続していない場合に利益の提供を行わないことは、継続利用割引には当たらない」(p67)との具体例が示されていますが、この書きぶりからは、「契約を締結した月の翌月まで契約を継続している場合に利益の提供を行う」ことも継続利用割引に当たらないと解釈することができ、契約から6ヵ月以内であれば、利用者が受けることとなる1月当たりの利益の額が当該契約に係る1月当たりの料金を超える提供条件を約し、又は約させることも可</p>	<p>○ 御意見の具体例は、報告書を踏まえ、現行制度において、長期にわたって利用者を拘束する行為とまでは言えない継続利用割引規制の規律の対象になっていた料金割引が適用されることの判定に一定期間を要する場合(例えば、月末に申込みのあった利用者に対する割引の適用の有無をシステム都合により翌月の初月に処理を行う場合)を想定して記載したものです。</p> <p>○ 一方で、報告書においては、長期でない場合であっても、過度な継</p>	<p>有</p>

<p>能として、規律の潜脱行為を生じさせる可能性があると考えます。</p> <p>契約期間が6ヵ月を超える場合と6ヵ月以内の場合とで継続利用割引の定義が変わるものではなく、利益提供の額の上限は契約期間に応じて変動するものと認識しているところ、これを前提とした上で、具体例については、特定のケースに対するものであることが明確になるよう記載を修正いただきたく存じます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル】</p>	<p>継続利用割引を行うことは適当ではないため、このような割引が行われないよう必要な対応を行うことが必要であるとの提言がなされており、御意見のような行為が行われることは適当ではないと考えます。</p> <p>○ 頂いた御意見を踏まえ、この具体例については、その趣旨を明確化する内容に修正を行うこととします。</p> <p>【原案】</p> <p>○ <u>契約を締結した月の翌月まで契約を継続していない場合に利益の提供を行わないことは、継続利用割引には当たらない。</u></p> <p>【修正】</p> <p>○ <u>システム上の都合により、契約を締結した月の翌月から施策が適用となること自体は問題とはならない。</u></p>	
<p>意見 21 本改正案に賛同。一方で、継続利用割引の利益の提供額の上限について、2つの施策が同時期に行われた場合の考え方を明確化していただきたい。</p>	<p>考え方 21</p>	
<p>・改正法施行時の本来の趣旨よりも広く、長期にわたって利用者を拘束する行為とまでは言えないものまで規律対象となってしまう現状を踏まえ、当社は、長期にわたって利用者を拘束するものに限定することに賛同いたします。</p> <p>・一方で、継続利用に係る利益提供の上限について、従来の継続利用に該当する利益提供の上限額である「1年当たりの利益の額が当該契約に係る1月当たりの料金」、及び、本改正において新たに規律された「当該契約を締結した日の属する月の初日から起算して6月を経過する日までの間は、当該利用者が受けることとなる1月当たりの利益の額が当該契約に係る1月当たりの料金」の2つの考え方が示されており、同時期にそれぞれに該当する施策を複数提供する場合、相互に利益提供の額の計算に含める必要があるか否かが、ガイドライン上で不明瞭であるため、明確化していただくとともに具体例を示していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【NTTドコモ】</p>	<p>○ 例えば、契約を12か月間継続して締結していたことに応じて利益が提供される施策と契約を3か月間継続して締結していたことに応じて利益が提供される施策とを同時に行うことで、12か月間継続して締結していたことに応じて提供される利益と合わせて、3か月間継続して締結していたことに応じた利益の提供も行うことは、「当該契約を締結した日の属する月の初日から起算して6月を経過する日までの間は、当該利用者が受けることとなる1月当たりの利益の額が当該契約に係る1月当たりの料金」の規定を潜脱的に利用するものであり、規律の趣旨に反するものと考えます。</p> <p>○ そのため、継続利用割引に該当する複数の施策を同時に実施する場合の、利益の額の上限は、より長期の継続を求める施策の期間に応じて設定されると考えます。</p> <p>○ 規律を執行・運用していく中で、必要に応じて、具体例の追記を検討します。</p>	<p>無</p>
<p>意見 22 本改正案に賛同。</p>	<p>考え方 22</p>	
<p>・継続利用割引に係る規律について、契約締結から6ヵ月を経過するまでの間に</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>おける1カ月当たりの利益の額を1カ月当たりの料金を上限とし、また、具体例として、1カ月の料金相当の利益の提供を3カ月目に3カ月分まとめて行うことは上限超過の扱いとする旨等を規定いただいたことは、「競争ルールの検証に関する報告書2023」にて「長期でない場合であっても、過度な継続利用割引を行うことは適当ではないため、このような割引が行われないよう必要な対応を行うことが必要である。」と提言された内容に合致するものであり、不当な期間拘束の抑止に繋がるものと考えますので、本見直し案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【オプテージ】</p>		
<p>意見23 具体例が細かな内容となっている。</p>	<p>考え方23</p>	
<p>別添資料P.67に具体例がいくつか示されているが、どの具体例も細かな内容となっている。</p> <p>法律と照らし合わせた上で、この事例はこのような判断基準によって適法／違法と記載しないと「この具体例のこの部分をこう変えたらどうなるか」をひとつひとつ挙げなければならなくなる。</p> <p>これまで、継続利用割引の規律の主旨に該当しない事例も「継続利用」と判断されていたと、今回の省令改正の資料にもあったことから、ガイドラインを改正をするのであれば同じ轍を踏まないようにする方が良いのではないかと。</p> <p style="text-align: center;">【個人1】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見24 多くの利益を提供するために大容量プランへの誘導が行われる可能性がある。</p>	<p>考え方24</p>	
<p>今回の改正で新規契約時の利益提供の上限が4万円（条件によっては2万円）となっているが、契約した月から6ヶ月までは1ヶ月あたり月額料金までの利益提供が可能と二重の上限規制が定められたと読める。</p> <p>4万円を6ヶ月で提供するためには、1ヶ月あたり6,600円程度の利益提供が必要となるが、通信容量の少ないプランやオンライン専用プランでは、月額料金がこの金額以下のものが多いことから、貴省が問題行為としている「利用者のニーズに合っていない大容量プランへの誘導」に繋がる可能性があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【個人1】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ なお、「新規契約」を条件とする利益の提供は、通信料金と端末代金の完全分離に係る規律において適用されるものであり、御意見の行き過ぎた囲い込みの禁止に係る規律とは異なるものです。また、前者の規律において、「継続利用」を条件として行う利益の提供は、一律禁止されています。</p>	<p>無</p>
<p>その他</p>		

意見 25 報告規則について評価・検証するための最低限度の項目に再整理することが適切と考える。	考え方 25	
<p>本ガイドラインの評価を行うために多数の報告規則が設けられておりますが、報告規則等のデータ集計にあたっては、複雑な内容の報告事項も多く、集計作業に多大な時間と人員を要し、非常に大きな負担となっております。</p> <p>現状のガイドラインに記載されている報告項目については、2019年の事業法改正の際に追加されたものであり、今般の改正の議論で評価に利用されて目的を果たしていることから、今回改正後のガイドラインを評価・検証するための必要最低限の項目に再整理することが適切と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI】</p>	○ 頂いた御意見については、参考として承ります。	無
意見 26 施行時期を変更してほしい。	考え方 26	
<p>施行開始時期を変更してほしい</p> <p>理由は下記の通りです。</p> <p>1. 携帯電話事業に限らず、施行時期においては年末年始に差し掛かります。携帯キャリアへの問い合わせ先や販売代理店、ブランドショップ、量販店においては屋号などにおいて連携が疎かになる可能性があるため。</p> <p>2. 年始営業など販売ボリュームがあがる時期の対策に、12月初旬より各所（販売チャネル・物流・広告等）準備に取り組むわけですが、当該施行時期のため、販売活動に制限が発生してしまうため</p> <p>3. 消費者に対しての告知期間が著しく短いと考えます。現状のガイドライン下における購入を年末に検討していた消費者に不満が発生する。また販売店においても不満へのお客様対応等で稼働がかかる。</p> <p>1にて記したがキャリアの窓口なども年末年始対応などで連携が通常時でない場合がある。</p> <p>※消費者の不満例 子どものお年玉で購入 入荷が長期にない商品を予約している 等</p>	<p>○ 本ガイドラインは、法第 27 条の 3 等の関係規定について、運用に当たっての具体的な考え方や事例等を整理して示すものです。</p> <p>○ 今般、改正省令等の施行日が、令和 5 年 12 月 27 日とされたことを踏まえ、本ガイドラインの適用日についても、令和 5 年 12 月 27 日とすることが適当と考えます。</p>	無

<p>以上</p> <p>ガイドラインの改正には、不公平感の是正などいろいろな趣旨があると理解しております。</p> <p>その一方で是正に不満を感じる消費者や企業への稼働を軽減するために、施行への施行時期を再考頂き、準備期間も頂きたくご検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
---	--	--

※提出された御意見については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。